

# ◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2008年7～8月号 (Vol.27)

2008年8月29日

JETRO デュッセルドルフセンター

## 目次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/> も併せてご利用ください。

### 《 特許 》

北欧特許庁，業務開始から半年  
フランス，知的財産規則を改正  
英国知的財産庁，特許権の効力に関する試験研究の例外について意見募集を開始  
日米欧三極特許庁，トライウェイ試行開始へ

### 《 意匠・商標 》

英国知的財産庁，商標規則 2008 に関する意見募集の結果を公表

### 《 模倣品・海賊版対策 》

なし

### 《 特許情報・電子出願 》

- ・ スウェーデン特許庁，2007 年年報公表
- ・ アルバニア特許商標庁，2007 年年報公表
- ・ スロバキア産業財産庁，2007 年年報公表
- ・ セルビア知的財産庁，2007 年年報公表
- ・ チェコ産業財産庁，2007 年年報公表
- ・ ルーマニア発明商標庁，2007 年年報公表

### 《 その他 》

欧州委員会，「欧州の産業財産権戦略」と題するコミュニケーションを採択  
EU におけるワインの地理的表示制度の改正

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、[patent\\_tcd@jetro.go.jp](mailto:patent_tcd@jetro.go.jp) までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

## ◀ 特許 ▶

### 北欧特許庁、業務開始から半年

北欧特許庁 (NPI: Nordic Patent Institute) は、6月24日、NPIが業務を開始して約半年が経過したとして、プレスリリースを行った。プレスリリースの概要は、以下のとおり。

NPIを国際調査機関 (ISA) として指定した PCT 出願は、業務開始から現在までに約 50 件。そのうちの多くがノルウェーからの出願であり、約 4 分の 1 がデンマークからの出願。

「この出願件数は穏当なものであり、実際に我々の予想と合っている。新機関という言葉が消えていくに従い、NPIの利用が増加すると期待している。そして、我々の質及びスピードに関する要求が実際に満たされていることを、顧客は発見するだろう。」と、ラウン NPI 長官は述べている。

— NPIによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.npi.int/News/Nordic-Patent-Institute-is-in-operation/>

### フランス、知的財産規則を改正

フランス産業財産庁 (INPI) は 6月30日、知的財産規則 (Code de la propriété intellectuelle) を改正する2つの政令を掲載した6月29日付け官報が公表されたと、プレスリリースを行った。本政令の施行日は、6月30日。本政令の概要は、以下のとおり。

政令 (6月27日規則第 2008-624号) は、以下に関する規定を知的財産規則に導入する。

- ・ EU エンフォースメント指令 (2004/48/EC)
- ・ 模倣品対策に関する法律 (2007年10月29日法律第 2007-1544号)

政令 (6月27日規則第 2008-625号) は、以下に関する規定を知的財産規則に導入する。

- ・ ロンドンアグリーメント
- ・ 医薬品アクセスに関する EU 規則 ((EC)816/2006)
- ・ EU 税関規則 ((EC)1383/2003)
- ・ EU 税関規則に関する委員会規則 ((EC)1891/2004)
- ・ 裁判・法律専門家に関する法律 (2004年2月11日法律第 2004-130号)

— INPIによるプレスリリースは、以下参照（フランス語） —

[http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/parution-au-journal-officiel-de-deux-decrets-modifiant-le-code-de-la-pi780.html?tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=1855&cHash=7427dc1295](http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/parution-au-journal-officiel-de-deux-decrets-modifiant-le-code-de-la-pi780.html?tx_ttnews%5BbackPid%5D=1855&cHash=7427dc1295)

— 2つの政令は、以下参照（フランス語） —

[http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret\\_contrefacon\\_juin08.pdf](http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret_contrefacon_juin08.pdf)

[http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret\\_PI\\_juin08.pdf](http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret_PI_juin08.pdf)

## 英国知的財産庁、特許権の効力に関する試験研究の例外について意見募集を開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、7月7日、特許権の効力に関する試験研究の例外 (patent research exception) について意見募集を開始した。意見提出の締切りは、11月7日。2009年2月6日までにその結果を公表する予定。

2006年の「知財に関するゴアーズ・レビュー」(Gowers Review of Intellectual Property) において、「試験研究の例外を明確化すべく特許法第60条第5項を改正すべき」との提言がなされた。この提言を実施すべく、今回の意見募集が行われている。

利害関係者 (stakeholders) に対して、以下の質問に対する回答が求められている。

- ・ 試験研究の例外について明確化が必要ですか。貴方の見解を支持する証拠を持っていますか。
- ・ 明確化が必要と考えている場合、どのようにすべきと考えていますか。
- ・ リサーチ・ツールに関する特許によって研究が妨げられている、又は現行法が有効であるという証拠を持っていますか。
- ・ リサーチ・ツールに関する特許によって研究が妨げられていると考えている場合、どのように克服するのが最善と考えますか。また、研究を継続することは可能ですか。

— UKIPOの本意見募集に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2008/press-release-20080707.htm>

— 本意見募集のHPは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/about-consult/about-informal/about-informal-current/consult-patresearch.htm>

— 本意見募集本文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/consult-patresearch.pdf>

— ゴアーズ・レビューについては、欧州知的財産ニュース 2006年11～12月号 (Vol.16)

第 24 頁参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_016.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf)

## 日米欧三極特許庁，トライウェイ試行開始へ

欧州特許庁（EPO）は，7月16日，日本特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）で構成される日米欧三極特許庁におけるトライウェイ（Triway）の試行を7月28日から開始することをプレスリリースした。2007年11月の三極特許庁会合において試行を行うことに合意しており，今回の試行はこの合意に基づくもの。

トライウェイとは，2005年11月の三極特許庁会合において，USPTOから提唱されたもの。この提案の基本的概念は，三極特許庁のそれぞれ対応する特許出願の調査結果を一定の短期間で出願人及び三極特許庁に提示することにより，出願人及び三極特許庁はそれらの調査結果を考慮することが可能となり，結局，特許の質が向上されるというもの。一方，他庁の調査結果の利用により，三極特許庁の調査・審査にかかるワークロードが軽減される。

試行期間は1年間又は100件の申請を受理するまで。また，技術分野ごとに15件までの申請に制限している。試行対象は，USPTOへの特許出願（第一庁出願）に基づき，JPO及びEPOにパリ条約の優先権主張をする特許出願である。

— EPOのプレスリリースは，以下参照 —

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20080716.html>

— JPOのプレスリリースは，以下参照 —

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/triway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/triway.htm)

## EPO，欧州委員会，欧州発明者大賞2009の候補者を公募

EPO及び欧州委員会企業・産業総局は，8月18日，欧州発明者大賞2009（European Inventor of the year 2009）の候補者について公募すると公表した。前回までは，EPO及び欧州各国特許庁の審査官が候補者を選定しており，公募するのは今回が初めて。欧州発明者大賞授賞式は2006年から毎年開催されており，今回は2009年4月28日にチェコ共和国のプラハで開催される。

応募資格は，2004年1月1日前に許可され，異議申立手続に係属していない欧州特許を1

つ以上有する発明者であること。ただし、過去にノミネートされた発明者は応募できない。応募締切日は、2008年10月2日。

欧州発明者大賞は「産業界」、「中小企業／研究機関」、「欧州以外の国」及び「生涯をかけた発明」の4つのカテゴリーに分かれている。特に「欧州以外の国」については、日本人発明者がノミネートされたこともあることから（2007年）、日本人発明者の大賞受賞の期待がかかるカテゴリーである。

— EPOによる本件に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2008/20080818.html>

— 応募規定等は、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/innovation-and-economy/european-inventor/participating.html>

<http://www.epo.org/topics/innovation-and-economy/european-inventor/participating/rules.html>

— 欧州発明者大賞2009のパンフレットは、以下参照 —

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/EB13BB954AC2A650C12574A5005251D6/\\$File/inventor\\_brochure\\_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/EB13BB954AC2A650C12574A5005251D6/$File/inventor_brochure_en.pdf)

— 欧州発明者大賞2008、2007については、2008年5～6月号 (Vol.26) 第3-4頁、2007年3～4月号 (Vol.18) 第9-10頁参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_026.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_026.pdf)

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_018.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_018.pdf)

## ◀ 意匠・商標 ▶

### 英国知的財産庁、商標規則2008に関する意見募集の結果を公表

英国知的財産庁(UKIPO)は7月8日、商標規則2000の近代化及び整理統合(Modernisation and Consolidation)に関する意見募集の結果を公表した。この結果が反映された商標規則2008(Trade Marks Rules 2008)は、10月1日に発効する。また、改正事項をまとめた商標規則2008に関するガイダンスも公表されている。意見募集の結果の概要は、以下のとおり。

提出された意見の多くは規則改正に賛成の意見であった。しかし、2つの改正事項について反対意見が挙げられたため、意見募集時の改正案を以下のように修正した。

◆異議申立期間の短縮

意見募集時においては、異議申立期間について、現行の公開から3ヶ月以内を公開から2ヶ月以内に短縮する一方、異議申立期間を1ヶ月延長できる請求を公開から6週間以内に無料で請求可能とする改正案が提案されていた。しかし、提出された意見を踏まえ、公開から2ヶ月以内に短縮する一方、異議申立期間を1ヶ月延長できる請求を公開から2ヶ月以内に無料で請求可能とする改正に変更することとなった。

◆異議申立人、無効請求人等の住所 (address for service)

意見募集時においては、現行は英国の住所のみ認めている異議申立人、無効請求人等の住所を、欧州経済地域 (EEA) 及びチャネル諸島まで拡大する改正案が提案されていた。しかし、提出された意見を踏まえ、今回の改正には含めないこととした。

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2008/press-release-20080708.htm>

— 意見に対する回答は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-tmrules.pdf>

— 商標規則 2008 に関するガイダンスは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press-release-20080708-guidance.pdf>

— 本件に関する意見募集については、欧州知的財産ニュース 2008年3～4月号 (Vol.25) 第4～5頁参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_025.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_025.pdf)

## ◀特許情報・電子出願▶

・スウェーデン特許庁、2007年年報公表

スウェーデン特許庁は、2007年年報を公表した。

— 年報全文は、以下参照 —

[http://www.prv.se/upload/dokument/English/Annual%20reports/2007\\_annual\\_report.pdf](http://www.prv.se/upload/dokument/English/Annual%20reports/2007_annual_report.pdf)

・ **アルバニア特許商標庁, 2007 年年報公表**

アルバニア特許商標庁は, 2007 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

<http://www.alpto.gov.al/foto/pdf/Rapporti%20vjetor%20DPM.pdf>

・ **スロバキア産業財産庁, 2007 年年報公表**

スロバキア産業財産庁は, 2007 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

[http://www.indprop.gov.sk/pdf/r\\_2007.pdf](http://www.indprop.gov.sk/pdf/r_2007.pdf)

・ **セルビア知的財産庁, 2007 年年報公表**

セルビア知的財産庁は, 2007 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

[http://www.yupat.sv.gov.yu/en/pdf\\_o\\_nama/annual\\_report.pdf](http://www.yupat.sv.gov.yu/en/pdf_o_nama/annual_report.pdf)

・ **チェコ産業財産庁, 2007 年年報公表**

チェコ産業財産庁は, 2007 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

[http://isdvapl.upv.cz/pls/portal30/docs/FOLDER/PDF\\_DOKUMENTY/ROCENKY/ROCENKA\\_2007.PDF](http://isdvapl.upv.cz/pls/portal30/docs/FOLDER/PDF_DOKUMENTY/ROCENKY/ROCENKA_2007.PDF)

・ **ルーマニア発明商標庁, 2007 年年報公表**

ルーマニア発明商標庁は, 2007 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

<http://www.osim.ro/rapoarte/raport2007/welcome.pdf>

## 《その他》

### 欧州委員会、「欧州の産業財産権戦略」と題するコミュニケーションを採択

欧州委員会は、7月16日、「欧州の産業財産権戦略 (An Industrial Property Rights Strategy for Europe)」と題する、欧州議会、閣僚理事会及び欧州経済社会委員会へのコミュニケーション (COM(2008) 465) を採択したことをプレスリリースした。本コミュニケーションは、産業財産権そのものに焦点を当て、各項目ごとに欧州委員会の今後の行動を記している。

プレスリリースに際し、欧州委員会のマクリービー委員 (域内市場・サービス担当) は、次のように語っている。「この戦略は、世界経済で競争する欧州企業のための跳躍板 (springboard) を提供している。また、欧州の発明者に対して強力な産業財産権を有するアイデアを保護しやすくさせるだけでなく、市場で成功するために全サイズの企業からの最先端発明に対する触媒を提供している。加えて、欧州連合 (EU) は模倣品・海賊版に対して徹底的に戦うことを、欧州委員会は再度強調している。」

コミュニケーションに記した欧州委員会の今後の行動は、以下のとおり。

#### 1. 産業財産権の質

##### (1) 特許

- ・ 質の低い特許のリスクを分析し、質の低い特許の付与を避ける方策を探求する、特許の質に関する包括的な研究を行う。
- ・ 未使用特許の原因究明及び改善策の提言を含めた、未使用特許に関する潜在的な問題の範囲について研究する。
- ・ 進歩性の審査を行わずに付与される実用新案又は特許の制度を有する加盟国に対して、これらの権利のイノベーションへの貢献について評価を行うように求める。

##### (2) 商標

- ・ 共同体及び各国の商標制度に関する全体的な機能の評価を行う。この研究は、利害関係者に対する EU 内の商標制度の影響を分析するものであって、共同体商標制度及び OHIM と各国商標庁との協力に関する将来のレビューの基礎となるもの。

(3) その他

- ・ 地理的表示 (GIs) を含む農産物の品質ポリシーに関するグリーンペーパーを 2008 年に公表する。
- ・ 非農産物に対する地理的表示保護の実現可能性について、公衆へのコンサルテーションを含む評価を行う。

(4) 産業財産権と競争

- ・ イノベーションを促進する観点から、知的財産権と標準との間の相互作用を分析する事実調査研究を行う。
- ・ 産業財産権と関連する標準を含む、情報通信技術 (ICT) における標準化に関するコンサルテーション用文書を 2009 年第一四半期に採択する。

2. 中小企業に対するイノベーション支援

(1) 中小企業の産業財産権へのアクセス向上

- ・ 共同体特許及び EU 特許訴訟制度を含む、費用対効果がよく、高品質で法的安定性の高い欧州レベルの特許制度に関する作業を継続する。
- ・ 中小企業のアクセスを促進するために、将来の共同体特許に関する手数料体系をどのようにすべきか探求する。
- ・ 研究開発とイノベーションに対する国の助成に関する共同体枠組み (2006/C 323/01) について、加盟国に対して以下の点を求める。
  - 産業財産権を支援する条項を利用する。
  - 特許手数料の減額又はライセンス活動を促進する税制上の優遇措置等、この枠組みにおいて中小企業が権利のより良い利用をできるような手法を探求する。

(2) 中小企業の紛争解決手続へのアクセス向上

- ・ EU 特許訴訟制度に関する現在進行中の作業において、どのような仲裁がさらに可能であるのか探求する。
- ・ リスボン戦略の観点から、中小企業の産業財産権のエンフォースメントに対する十分な支援策を提供するように、加盟国に対して求める。

(3) 産業財産権管理に関する中小企業に対する品質支援

- ・ 中小企業に対する第三国における最適な IPR 支援サービスを提供する観点及び継続・拡大する支援可能性を評価する観点から、中国の IPR ヘルプデスクを評価する。
- ・ 中小企業を含めた全てのビジネス及び研究者に対して知的資産管理の関心を高めることを、加盟国に対して求める。

3. 知的財産権のエンフォースメントー模倣品・海賊版対策

(1) 共同体法制度を通じた効果的なエンフォースメント

- ・ エンフォースメント指令 (2004/48/EC) の完全な各国移行と効果的な適用を確保する。

- ・ ブラッセル I 規則 ((EC)44/2001 : 国境を越えた裁判管轄に関する規則) のレビューにおいて、国境を越えた判決のエンフォースメントについて、どのようなものが改善可能であるか検討する。

#### (2) 国境イニシアティブ

- ・ 模倣品のハイリスク取引をターゲットとするために、権利者及び税関による情報共有ツールの完全な利用を確保することを追及する。
- ・ 模倣品・海賊版に対する税関の措置に関して新しい行動計画を策定する。
- ・ 2008年に模倣品・海賊版に対する中国税関当局との共同行動計画を策定する。

#### (3) 補完的な非法的措置

- ・ 欧州レベルにおいて、さらなる意識向上行動によって模倣品・海賊版に関する公衆の認識を変えることに関して可能な貢献について検討する。また、加盟国に対しても検討を求める。
- ・ より良いターゲットとされたエンフォースメント行動の基礎として包括的な書類収集を行うために、どのような情報を収集することによって改善されるのか研究する。
- ・ 各国レベルにおいて行動効率を高めるために、各国において模倣品・海賊版対策に関連する全てのプレイヤー間の協力を改善することについて作業する。
- ・ EU ワイドの行動を可能とする各国間の行政協力に関する効果的なネットワークを構築するための解決策を探求する。
- ・ IP 侵害に対する対策において公共／民間セクターによる合意を促進する
- ・ 海賊版に関するインターネット取引及び模倣品の販売を減少するために、EU レベルでの産業間の合意を仲介することを追求する。
- ・ リスボン戦略の範囲内において、知的財産侵害対策に関して権利者と前向きに作業するために、エンフォースメント当局が十分な情報及びリソースを利用可能であることを確保することを、加盟国に求める。

### 4. 国際面

#### (1) 商標法改正

- ・ 商標法に関するシンガポール条約への EC の加入に係る根拠について準備すると共に、加盟国に対してこの条約を批准することを求める。

#### (2) 特許改革アジェンダ

- ・ 実体特許法条約の交渉及び大西洋経済評議会 (TEC) において、加盟国と共に国際的な特許法調和に向けて作業を行う。

#### (3) 第三国における知的財産権のエンフォースメント

- ・ 一定期間ごとに EU 外の IPR エンフォースメントに関する調査 (survey) を行う。
- ・ 二国間貿易協定における効果的な IPR 保護及びエンフォースメントを追求する。
- ・ エンフォースメント行動及び規制ダイアログを通じた第三国での協力を強化する。特に、

模倣品・海賊版のハイレベルに関して。

- ・ 多国間の反模倣品貿易協定に向けて作業する。

(4) 開発問題

- ・ 開発途上国がそれらの国々の産業財産権の潜在能力を認識しやすくすることを目的とした国際的な議論に積極的に参加する。

— 欧州委員会の本件に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1157&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— コミュニケーション本文は、以下参照 —

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0465:FIN:EN:PDF>

— 本件に関する FAQ メモは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/509&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>

## EU におけるワインの地理的表示制度の改正

EU における農産品及び食品に関する地理的表示は EC 規則 510/2006 によって保護されているが (注1), ワインについては別途 EC 規則を制定してより詳細にその保護を定めている。今年4月に新たな EC 規則 479/2008 が理事会にて成立し、今月よりその一部が施行された。概要以下の通り。

### 1. 背景

EU のワイン保護は、1962年にスタートした EU の共通農業政策 (CAP: Common Agricultural Policy) の一環として実施されてきた (注2)。1979年に「ワインの共通市場組織に関する理事会規則」(EEC 337/79) (注3)として整理統合されたワイン保護法制は、累次の改正を経て、1999年に理事会規則 EC 1493/1999 (注4)として成立し、EU 内でのワインの地理的表示の他、産地、製法、品質等について、詳細かつ厳格にワインの保護及び規制を定めていた。

このような保護規制によってその価値を高めた欧州ワインも、グローバル化の波の中、米国、豪州、チリ等のいわゆる新大陸において生産されるワインとの競争にさらされることとなった。新大陸産ワインは、欧州の生産者が義務づけられているワインの製法やラベル表示に関する厳格な規制の制約を受けずに済んでいるとの指摘もなされており、この外国産ワインに押された結果、欧州内ではワイン余りが生じ、その欧州産余剰ワインの処理に EU は巨額の資金を投入せざるを得ない状況に陥った。

この状況を打開し欧州産ワインの競争力を高めるべく、2006年6月、欧州委員会はワイン共通市場制度の抜本的改革を提案し（注5）、2007年12月17～19日に開催されたEU農相理事会にて正式に採択された（注6）。これを受けて、2008年4月29日、上記1999年の理事会規則は、「ワイン市場共通組織に関する理事会規則 EC 479/2008」（注7）へと改正され、地理的表示及びラベル表示の簡略化、余剰ワイン買上げ及び産業用アルコール転用のための補助金の段階的廃止、採算の低い畑での抜根計画等の実施について決定された。この規則は、2008年8月1日より段階的に施行がなされることとされている（注8）。

## 2. 地理的表示関係の改正点（2009年8月1日施行）

### （1）地理的表示に基づくワイン分類の簡素化

旧規則では、ワインを「特定地域産高品質ワイン（quality wine produced in specified regions）」とそれより品質の低い「テーブルワイン」とに二分し、さらにテーブルワインを地理的表示があるものと無いものに二分していた。

このような「品質」による分類概念は、ワインの地理的表示を規定するWTO・TRIPs協定上にも存在せず、その整合が問題視されていた。さらに、元々複雑な分類だったところへ、近年、特定地域産高品質ワイン及び地理的表示を有するテーブルワインの流通量が増加したことにより、消費者がワインを選択する際の混乱を招く結果ともなった。

新規則ではこれらの複雑な分類が廃止され、「地理的表示を有するワイン」「地理的表示の無いワイン」の2つのみの分類体系へと簡素化・透明化された。その結果、TRIPs協定との適合性も向上したことに加え、ワイン以外の農産品及び食品についての地理的表示のEU規定とも制度的に整合することとなった。

### （2）地理的表示の有無によるラベリング区別の廃止（第57～63条）

旧規則では、ワインを「特定地域産高品質ワイン」並びに「地理的表示を有するテーブルワイン」及び「地理的表示の無いテーブルワイン」に分類し、それぞれの分類ごとに、ワインラベルに記載しなければならない事項及び記載できる事項／できない事項を詳細かつ厳格に定めていた。

例えば、地理的表示を有しないテーブルワインは、「ぶどうの品種」をそのラベルに表示することは禁じられていたが、他方で新大陸産ワインは「ぶどうの品種」を表記する「セパージュ・ワイン(vin de cépage)」が主流であり、EU産テーブルワインはこのラベル表記の点で、新大陸からの輸入ワインと対等な競争ができない状態となっていた。

新規則では、地理的表示の有無によるラベリングの区別を原則廃止した。その結果、従来、テーブルワインのラベル表記として認められていなかった各種情報を、地理的表示を取得していないワインのラベルにも付すことが可能となった。特に「収穫年（ヴィンテージ）」と「ぶどう品種」の表記が解禁されたことは、地理的表示の無い競争力の弱い欧州産ワインの製造業者にとって、新大陸産ワインと同じ土俵で競争できることとな

り意義が大きい。また、消費者にとっても、ラベリングが簡素化されたことによって購入時の判断が容易になるとのメリットが期待される（注9）。

（注1）農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日理事会規則 EC 510/2006（COUNCIL REGULATION (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs（OJ L 93, 31.3.2006, p12-25））

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:093:0012:0025:EN:PDF>

－ 規則の概要はこちらへ －

（注2）CAP 詳細：[http://ec.europa.eu/agriculture/faq/index\\_en.htm#base](http://ec.europa.eu/agriculture/faq/index_en.htm#base)

（注3）OJ L 54, 5.3.1979, p. 1-47

<http://eur-lex.europa.eu/Notice.do?val=72949:cs&lang=en&list=72949:cs,&pos=1&page=1&nbl=1&pgs=10&hwords=&checktext=checkbox&visu=#texte>

（注4）OJ L 179, 14.7.1999, p. 1-84

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:179:0001:0084:EN:PDF>

（注5）COM(2006) 319 final

[http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/wine/com2006\\_319\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/wine/com2006_319_en.pdf)

（注6）プレスリリース 16373/1/07REV

[http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/agricult/97761.pdf](http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/agricult/97761.pdf)

（注7）OJ L 148, 6.6.2008, p. 1-61

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:148:0001:0061:EN:PDF>

（注8）欧州委員会の当初の改革提案後、イタリア、フランス等のワイン生産国から改革に対する強い反発もあり、例えば低競争力ワインのぶどう畑の抜根に関しその面積が大幅に減少するなど、当初案から大きく後退した部分もあった。そのため、「water-down wine reform」「diluted wine reform」などの批判的報道も一部でなされた。

<http://www.decanter.com/news/255228.html>

（注9）2004年2月に採択されたEU ワインラベル規則（EC753/2002）の改正については、欧州知財ニュース 2004年創刊号（Vol.1）参照。

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_001.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001.pdf)

（以上）